

申請・届出書 R4 Ver.22.10 のリリース

申請・届出書 R4 Ver.22.10 のリリースについて、以下のとおりご連絡します。
なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム

| システム名 | バージョン | (データ変換対象) | (保守加入対象) |
|-------------------|---------------|------------------|---------------|
| 申請・届出書 R4 | Ver. 22.10 ※1 | Ver. 20.10 以降 ※2 | Ver. 21.10 以降 |
| 申請・届出書 R4 電子申告更新用 | e1 ※3 | — | — |

※1 22.1 用のライセンスが必要です。

また、E i ボード 22.10 以降がインストールされた環境が必要です。

※2 データ選択画面に表示される「旧データ」は Ver. 20.10～21.22 です。データ選択時または一括変換でデータ変換をおこなうと、本バージョン (Ver. 22.10) で使用できるようになります。

(参照「3-4. Ver. 19.21 以前のデータ変換について」)

※3 更新の対象は、申請・届出書 R4 Ver. 22.10 以降です。

2. 日程

| 提供方法 | 提供日 |
|----------------------------|---------------------|
| E i ボードダウンロードマネージャー | 2022 年 5 月 23 日 (月) |
| エプソン会計システム「マイページ」 | |
| CD オプション契約ご加入のお客様の CD 送付開始 | 2022 年 5 月 31 日 (火) |

2-1. 申請・届出書 R4 電子申告プログラムについて

申請・届出書 R4 (Ver. 22.10) に対応した申請・届出書 R4 電子申告更新用プログラム (e1) の公開も、電子申告 R4 (Ver. 22.10) の公開と同日 (2022 年 5 月 23 日) です。

3. システムの対応内容 (予定)

システムの主な対応内容は以下のとおりです。

3-1. 国税様式対応

■ 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）

→Ver. 21.22 で追加した「 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」と同様に「05. その他」タブに追加しました。

([国税庁の様式、記載例はこちら](#))

追加

以下の帳票のフォームを変更します。

1. 改行位置の変更

以下の帳票は、国税庁等の公開フォームに併せて改行の位置を変更しました。

| 対象帳票 | |
|--|--|
| (国税) | |
| ・青色申告の承認申請書(※他にも変更あり) | |
| ・棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの 帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書 | |
| ・取替法採用承認申請書 | |
| ・増加償却の届出書 | |
| ・外貨建資産等の期末換算方法等の届出書 | |
| ・申告期限の延長申請書 | |
| ・申告期限の延長の特例の申請書(※他にも変更あり) | |
| ・申告期限の延長の特例の取りやめの届出書 | |
| ・特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書 | |
| ・消費税簡易課税制度選択届出書(※他にも変更あり) | |

変更

2. その他変更内容

■ 青色申告の承認申請書

「事業年度から法人税の申告書を青色申告によって～」→「事業年度から法人税の申告書を青色申告書によって～」に文言変更

| | | |
|-----------|----|--------------------------------------|
| 自令和 年 月 日 | 変更 | 事業年度から法人税の申告書を青色申告書によって提出したいので申請します。 |
| 至令和 年 月 日 | | |
| 記 | | |

■ 申告期限の延長の特例の申請書

「通算法人の事業年度は」 → 「通算法人にあつては、」に文言変更

| | | |
|---|---|---------|
| 申告期限延長期間 | (1) 申告期限が延長されていない法人 | |
| | <input type="checkbox"/> 申告期限を1月(通算法人にあつては、2月)延長したい場合 | |
| | <input type="checkbox"/> 申告期限の延長及び2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 | その月数() |
| | (2) 申告期限が1月(通算法人にあつては、2月)延長されている法人 | |
| | <input type="checkbox"/> 2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 | その月数() |
| | (3) 2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けている法人 | |
| <input type="checkbox"/> 延長月数の指定の取消しを受け、1月(通算法人にあつては、2月)延長としたい場合 | 取消し前の月数() | |
| <input type="checkbox"/> 2月(通算法人にあつては、3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更したい場合 | 変更前の月数() 変更後の月数() | |

■ 消費税簡易課税制度選択届出書

- ① 「第24号様式」 → 「第9号様式」に変更
- ② 「下記のとおり、」の下にチェックボックス追加

変更 第9号様式 「第24号様式」→「第9号様式」に変更 新様式

消費税簡易課税制度選択届出書

令和 年 月 日 (フリガナ) (〒 -)

届 納 税 地 (フリガナ)

出 氏 名 又 は 称 及 び 代 表 者 氏 名

者 法 人 番 号

税務署長殿

注意

「消費税簡易課税制度選択届出書」は、Ver.22.10リリース時点では、e-Taxが「新様式」に対応していません。→申請・届出書R4の入力画面と書面印刷は「新様式」ですが、電子申告へ連動する際に、「旧様式」に変換します。

下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。
 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)附則第18条の規定により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。

追加

■ 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

- ① 「連結グループ整理番号」欄削除
- ② 「提出法人」欄削除
- ③ 欄外左下「03.06」 → 「04.03」

旧様式 新様式

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号

※提出法人

電話() -

①削除

提出法人

納 税 地 (フリガナ)

単 体 結 法 法 人 代 表 者 氏 名

令 和 年 月 日

税務署長殿

②削除

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号

電話() -

納 税 地 (フリガナ)

法 人 名 等

法 人 番 号 (フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所 (〒)

事 業 種 目

令 和 年 月 日

税務署長殿

※税務署 部 門 処理欄

04.03 改正 ③変更

■ 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

→ 「((先行取得資産がある場合の買替えの特例の適用))」を削除

■ 適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)

[手続名] 適格請求書発行事業者の登録申請手続 (国内事業者用) | 国税庁より

①初葉：右下欄外「インボイス制度」の削除 ②次葉：以下の箇所修正

新様式 適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉)

【2/2】

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

変更

先 該当する事業者の区分に応じ、□に印を付し記載してください。

免 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日域する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者等。登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けようとする事業者

個人番号

事業者番号

生年月日(個人) 1期前・2次定・3期前・4平成・5令和

法人番号又は設立年月日(法人)

事業年度

事業内容

追加 登録希望日 令和 年 月 日

納税開始の初日

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。(「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。)

納税事業者です。 □ はい □ いいえ

この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。

納税管理人を定める必要のない事業者です。(「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。)

納税管理人を定める必要のない場合(国税通則法第17条第1項)【個人事業者】 国内に住所を有しない個人(「はい」の場合は、納税管理人の届出をします。)

【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合

納税管理人の届出をしています。 □ はい □ いいえ

【はい】の場合は、納税管理人の届出書の提出を記載してください。消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。(「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。)

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。(「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。)

注意

◆「新様式」での提出が必要な方

- ①納税管理人を定める必要がある事業者
- ②免税事業者で、登録希望日(令和5年10月2日以降)に登録を受けようとする事業者

→ただし、Ver.22.10(5月)リリース時点では、e-Taxが「新様式」に対応していませんので、「新様式」での提出が必要な方は、「書面」での申請となります。

①②に該当しない方は「旧様式」での電子申請が可能ですので、申請・届出書R4では入力画面と書面印刷は「新様式」ですが、電子申告へ連動する際に、「旧様式」に変換します。

■ 適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用)

→国外事業者用も(国内事業者用)の②と同様に「次葉1」「次葉2」部分を変更します。

3. 消費税法基本通達等の一部改正による変更

国税庁ホームページに令和4年4月1日掲載された「[消費税法基本通達等の一部改正について\(法令解釈通達\)の掲載について](#)」より、以下の消費税関係の様式を変更します。

■ 消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

→「本店又は主たる事務所の所在地」欄を追加

新様式

令和 年 月 日

届 出 者

(フリガナ) 納税地 (〒 - -)

(フリガナ) (電話番号 - -)

本店又は主たる事務所の所在地 (〒 - -)

(電話番号 - -)

名称及び代表者氏名 (電話番号 - -)

税務署長殿

追加

注意

いずれの帳票も、Ver.22.10リリース時点では、e-Taxが「新様式」に対応していません。→申請・届出書R4の入力画面と書面印刷は「新様式」ですが、電子申告へ連動する際に、「旧様式」に変換します。

■ 任意の中間申告書を提出する旨の届出書

■ 任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

→以下の住所又は居所欄を削除

旧様式

令和 年 月 日

届 出 者

(フリガナ) 納税地 (〒 - -)

(フリガナ) (電話番号 - -)

住所又は居所(法・出・業) 本店又は主たる事務所(法・出・業) (〒 - -)

(電話番号 - -)

名称(屋号)

削除

→「旧様式」の電子申告R4のレビューでは、削除された箇所は、空欄となります。

- 以下の帳票の「新様式」は、使用時期に合わせて**2023年1月版での対応を予定**しています。
- ・消費税異動届出書：令和5年1月1日以後の納税地の異動から使用
 - ・消費税の更正の請求書：令和4年度12月31日以後終了する課税期間に係るものから使用

1. 今回の Ver. 22. 10 で削除した帳票

起動時に、Ver. 22. 10 でメニューから削除する旨の警告メッセージを表示していた帳票は、今回の Ver. 22. 10 でメニューから削除しました。

今回(Ver.22.10)で削除した帳票 削除

- ・所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書
- ・所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書
- ・所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成25年分)
- ・所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成26年分)
- ・所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成27年分)

今回のVer.22.10で、業務メニューから削除しています。

業務メニュー 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書 Ver.22.10

閉じ(ESC)

| | |
|----|--------------------------------------|
| 11 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成28年分) (電子申告不可) |
| 12 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成29年分) |
| 13 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成30年分) |
| 14 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和1年分) |
| 15 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和2年分) |
| 16 | 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和3年分以降用) |

「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成27年分)」の場合

前回Ver.22.22

警告

帳票名：所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成27年分)

この帳票は現在使用されていません。Ver.22.10(2022年版)でメニューから削除(データも削除)します。入力内容は印刷(PDF)またはファイリングにて保存してください。

OK

注意

国税庁のホームページから削除された帳票やe-Taxで受付が終了した帳票は、起動時に警告メッセージを表示し、翌年度版でメニューから削除します。起動時にこのようなメッセージが表示されている帳票は、削除される前に印刷やPDFにて保存をお願いします。

Ver.22.10

警告

帳票名：所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成28年分)

この帳票は現在使用されていません。Ver.23.10(2023年版)でメニューから削除(データも削除)します。入力内容は印刷(PDF)またはファイリングにて保存してください。

OK

削除

2. 来年の Ver. 23. 10 で削除予定の帳票 (起動時に削除警告メッセージを追加)

以下の帳票は、来年の Ver. 23. 10 (2023 年版) で業務メニューから削除します。

電子申告での受付が終了している帳票のため、起動時に削除警告メッセージを表示します。

来年(Ver.23.10)で削除する帳票

- ・所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成28年分)
- ・源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書
- ・消費税簡易課税制度選択届出書(令和1年7月1日以後提出用)
 - 最新様式…メニュー上の「消費税簡易課税制度選択届出書」をご使用ください。
- ・【地方税】申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書(令和4年3月31日以前提出用)
 - 最新様式…メニュー下の「【地方税】申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書(令和4年4月1日以降提出用)」をご使用ください。

「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成28年分)」の場合

警告

帳票名：所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成28年分)

この帳票は現在使用されていません。Ver.23.10(2023年版)でメニューから削除(データも削除)します。入力内容は印刷(PDF)またはファイリングにて保存してください。

OK

注意

データがある場合、業務メニューから起動できる間に印刷またはPDF等に保管をお願いします。

[OK]後の入力画面にて印刷等が行えます。

3-2. 地方税様式対応

| | |
|----|--|
| 変更 | <p>■ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書（令和4年4月1日以後提出用） （変更内容）①以下の文言変更 ②改行位置の変更</p> |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）</p> <p>令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について</p> <p> <input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定に係る月数に変更された <input type="checkbox"/> 指定が取り消された <input checked="" type="checkbox"/> 下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた </p> <p style="text-align: right;">ので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">変更</p> <p> 確定申告書の提出期限の延長期間 () 月間 指定を受けた月数 () 月間 変更後の指定に係る月数 () 月間 </p> </div> |

3-3. 適格請求書発行事業者の登録申請書の必須項目の変更（要望対応）

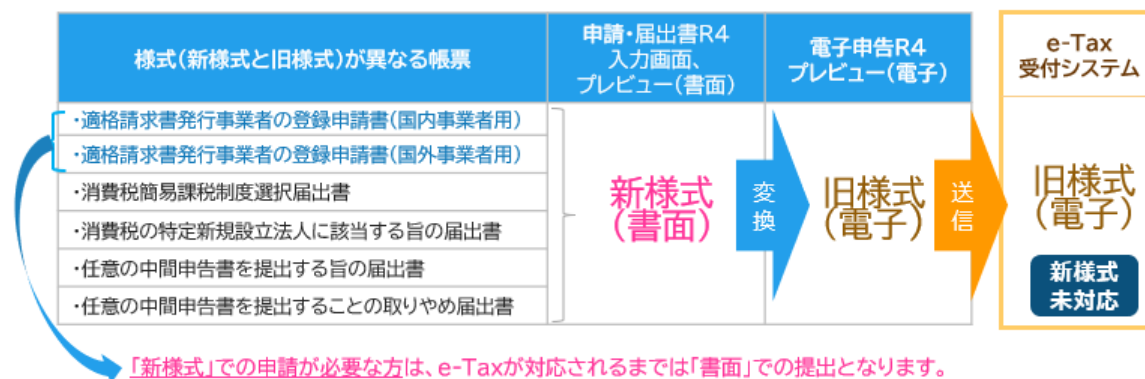
| | |
|----|---|
| 変更 | <p>1. 「電話番号」を必須項目から除外</p> <p>初葉の「住所または居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地」欄の必須項目の範囲から「（電話番号）」を除外しました。（国外事業者は、「国番号」も除外）</p> |
| | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>（フリガナ）カナガワケンカワサキシカワサキミヤモトチョウ9-6 住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地 〒 210-0004 神奈川県川崎市川崎区宮本町9-9-9マンション9-1-1 電話番号 03-3333-3333</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">必須</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>（フリガナ）カナガワケンカワサキシカワサキミヤモトチョウ9-6 住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地 〒 210-0004 神奈川県川崎市川崎区宮本町9-9-9マンション9-1-1 電話番号 03-3333-3333</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">除外</p> </div> </div> <p style="text-align: center; background-color: #e0ffe0; padding: 5px;">（要望）電話番号は必須項目から外してほしい。</p> |
| | <p>2. 「課税事業者」の場合のチェック</p> <p>初葉が「課税事業者」の場合は、次葉の「免税事業者の確認」欄の入力は不要のため、チェックがついている場合には、入力画面を「閉じる」際に、以下のメッセージを表示するようにしました。</p> |
| | <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; text-align: center;"> <p>エラー</p> <p>❌ 課税事業者の場合、次葉の「免税事業者の確認」欄の入力は不要です。</p> <p>OK</p> </div> |

3-4. 電子申告対応

| | |
|----|--|
| 追加 | <p>■ 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出(過去分重要書類) →法人用と個人用に対応します。</p> |
| 変更 | <p>■ 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書</p> |

◆申請・届出書 R4（書面）と電子申告 R4（電子）の様式の違い（「新様式」と「旧様式」）

今回「新様式」に対応した帳票で、e-Tax 側が「新様式」に対応していない帳票については、電子申告へ連動する際に「旧様式」に変換します。



3-5.Ver.19.21 以前のデータ変換について

Ver.19.21 以前のデータはデータ選択画面に表示されません。Ver.22.10 起動時に Ver.19.21 以前のデータがあるか検索をおこない、該当するデータが存在する場合にメッセージの表示し、一括データ変換画面を開きます。データを選択して実行すると Ver.20.10 のデータに変換されます。Ver.22.10 でデータを使用する場合は、さらに「旧データ」変換をおこなってください。

4. 連動可能な製品バージョン

| システム名 | バージョン | |
|------------------|--------------|----------|
| 電子申告 R4 | Ver. 22. 10～ | 電子申告へ連動 |
| 事務所管理 R4 (顧問先管理) | Ver. 21. 10～ | ファイリング機能 |

以上、よろしくお願いたします。